

平成 21 年

第 7 回大津町議会臨時会会議録

開 会 平成 21 年 11 月 27 日

閉 会 平成 21 年 11 月 27 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告

平成21年第7回大津町議会臨時会会議録

平成21年第7回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

平成21年11月27日(金曜日)

出席議員	1番 金田俊二 2番 府内隆博 3番 吉永弘則 4番 源川貞夫 5番 鈴木ムツヨ 6番 大塚龍一郎 7番 新開則明 8番 月尾純一朗 9番 坂本典光 10番 石原大成 11番 手嶋靖隆 12番 永田和彦 13番 松永幸久 14番 宇野光廣 15番 荒木俊彦 16番 大田黒英生																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 松岡勇次 書記 羽熊幸治																																				
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町</td> <td>長 家入 勲</td> <td>総務部総務課長 兼ねて地域安全係長</td> <td>桐原 則雄</td> </tr> <tr> <td>副町</td> <td>長 宇野 博明</td> <td>企画部企画課長 兼ねて財政係長</td> <td>木村 誠</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>首藤 誠治</td> <td>教 育 長</td> <td>宮崎 廣行</td> </tr> <tr> <td>企画部長</td> <td>徳永 保則</td> <td>教 育 部 長</td> <td>大塚 武年</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 兼ねて会計課長</td> <td>西村 和正</td> <td>農 業 委 員 会 長 農事 務 局</td> <td>服部 次子</td> </tr> <tr> <td>福祉部長</td> <td>松永 高春</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部長 併任工業用水道課長</td> <td>中山 誠也</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部長</td> <td>西本 昇二</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>大塚 武年</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町	長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄	副町	長 宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠	総務部長	首藤 誠治	教 育 長	宮崎 廣行	企画部長	徳永 保則	教 育 部 長	大塚 武年	会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	農 業 委 員 会 長 農事 務 局	服部 次子	福祉部長	松永 高春			土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也			経済部長	西本 昇二			子育て支援課長	大塚 武年		
町	長 家入 勲	総務部総務課長 兼ねて地域安全係長	桐原 則雄																																		
副町	長 宇野 博明	企画部企画課長 兼ねて財政係長	木村 誠																																		
総務部長	首藤 誠治	教 育 長	宮崎 廣行																																		
企画部長	徳永 保則	教 育 部 長	大塚 武年																																		
会計管理者 兼ねて会計課長	西村 和正	農 業 委 員 会 長 農事 務 局	服部 次子																																		
福祉部長	松永 高春																																				
土木部長 併任工業用水道課長	中山 誠也																																				
経済部長	西本 昇二																																				
子育て支援課長	大塚 武年																																				

会 議 に 付 し た 事 件

議案第58号	大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第59号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第60号	平成21年度大津町一般会計補正予算（第4号）について
議案第61号	平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について
議案第62号	平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第63号	平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
議案第64号	平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 5 8 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について
日程第 5 議案第 5 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
日程第 6 議案第 6 0 号 平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
日程第 7 議案第 6 1 号 平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号)
について
日程第 8 議案第 6 2 号 平成 2 1 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) に
ついて
日程第 9 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号)
について
日程第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)
について

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (大田黒英生君) ただいまから、平成 2 1 年第 7 回大津町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規
則第 1 2 0 条の規定によって、松永幸久君、宇野光廣君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議 長 (大田黒英生君) 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議 長（大田黒英生君） 日程第 3 諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程並びに報告の内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 4 議案第 5 8 号から日程第 1 0 議案第 6 4 号まで一括上程

提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（大田黒英生君） 日程第 4 議案第 5 8 号「大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 1 0 議案第 6 4 号「平成 2 1 年度大津町工業用水道事業改正補正予算の第 2 号について」までの 7 件を一括して議題とします。

お諮りします。議案第 5 8 号から議案第 6 4 号までの 7 件は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 8 号から議案第 6 4 号までの 7 件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。

本臨時議会に提案いたしました案件につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第 5 8 号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び、議案第 5 9 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第 5 8 号及び議案第 5 9 号につきましては、条例の一部改正するものであり、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 6 0 号、平成 2 1 年度大津町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、今回の補正は、職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 8 億 2 0 6 万 3 千円としたものでございます。

議案第 6 1 号、平成 2 1 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてですが、今回の補正は、職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳

入歳出それぞれ48万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7千823万6千円としたものです。歳入で繰入金金を48万9千円減額し、歳出で事業費を48万9千円減額するものです。

案第62号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5千968万3千円としたものです。歳入では繰入金金を70万7千円減額し、歳出で地域支援事業費を70万7千円減額するものです。

議案第63号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6千417万4千円としたものです。歳入で繰入金金を17万7千円減額、歳出で事業費を17万7千円減額するものです。

議案第64号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は職員の給与改定に伴うものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額を同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千205万3千円としたものでございます。

議案第60号から議案第64号までの5議案につきましては、平成21年度一般会計及び各特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。なお、所管部長をして詳細説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 総務部長首藤誠治君。

○総務部長（首藤誠治君） おはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

議案第58号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてからご説明を申し上げます。議案集は1ページをお願いいたします。提案理由として、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料については、1ページをお願いいたします。

まず、今回の人事院勧告の主な概要、関連としましては、議案第58号及び59号をご説明いたします。月例給ですが、民間給与との格差、マイナスの大きさ等を考慮し、月例給を引き下げます。1で、俸給表が初任給を中心とした若年層等を除き、すべての俸給月額について引き下げが行われます。

(1)の行政職俸給表1で、基本的に同率の引き下げで平均改定率0.2%としますが、初任給を中心とした若年層、給料表の1級から3級の一部は引き下げを行わない。2で、その他の俸給表、行政職俸給表1との均衡を基本に引き下げを行いますということです。それから、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても引き下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に調整率0.24%を踏まえた率を乗じて得た額に引き下げるということとなります。2の住居

手当につきましては、自宅に係る住居手当、新築購入後5年に限り支給しているものを廃止ということになります。

次に、期末勤勉手当、民間の支給割合に合うように引き下げることになります。年間の4.5カ月分を4.14月分に、マイナスの0.35月分です。一般の職員の場合の支給ですが、平成21年度は期末手当を1.25、これは支給済みです、6月分です。それから12月分が1.5、現行が1.6で引き下げになります。期末勤勉手当は0.7、6月は支給済みで、12月が0.7月、現行は0.75です。22年度以降につきましては、改訂後の期末手当1.25、12月1.5、期末勤勉手当は0.7、12月も0.7ということで改定をされます。本年5月の勧告に基づき、平成21年6月期における期末手当、勤勉手当の特例措置により凍結しました支給月分0.2についての引き下げ分の一部は、引き下げ分の一部に充当するというふうになっております。実施時期ですが、公布日の属する月の翌日ということになります。それから、本年4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る格差相当分を年間給与で見え解消するため、4月の給与に調整率0.24%減額を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前日までの月数を乗じて得た額、6月に支給された特別級の額に調整に乗じた得た額の合計額に相当する額を12月期の期末手当の額で減額調整を行います。これについては、給与の引き下げ改定があった職員に限ることになります。

まず、今の説明ですが、4月から11月までの8カ月分について0.24%について減額をする。また6月の期末で支給しておりますので、その分も0.24%減額を、併せて12月の期末手当で減額調整するということになります。それから、行政職1の職員全体の格差の合計額を引き下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計で除して得た額0.24%ということになります。

次に、超過勤務等についてですが、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、またこうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務、日曜日等は除きますが、超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150、現行は100分の125ですが、125プラス25引き上げるとともに、当該支給割合の本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、または時間、代替休ということになりますが、これを指定することができる制度を新しく設置、新設するものです。なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後民間企業の実態を踏まえて必要な見直しを行うこととなっております。実施時期につきましては、22年4月1日となります。

次に、2ページをお願いいたします。今回の人勧に伴います町の条例改正に伴う給与等の改正ですが、給料につきましては国に準じて引き下げを行います。実施時期は平成21年12月1日でございます。1で、給料表の1級から3級の一部を除いて給料を平均改定0.2%引き下げるものです。これについては、1級の1から56号、2級の1から24号、3級の1から8号は除くということで、若年層については引き下げを行わないということになります。2で、給与構造改革、平成18年の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額、減給補償額についても同じく引き下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象に0.24%引き下げるということになります。

次に、期末勤勉手当についてですが、国に準じて引き下げを行うものです。実施時期は、平成21年12月1日です。1で、一般職員は6月現行2.15、改定後は1.95で0.2カ月分減額。それから、12月分は現行2.35、改定後2.20ということで0.15。内訳ですけれども、6月の期末手当を1.4を1.25、勤勉手当0.75を0.70、12月期を期末手当1.6を1.5、勤勉手当0.75を0.70ということでそれぞれ引き下げを行います。

2では、一般職の特別級の改正により引き下げとなる他の期末勤勉手当をご説明します。技能労務職員で同じく6月2.15を1.95、12月2.35を2.20。また、議会議員及び町長等、これについては期末手当のみになりますが、6月1.40を1.25、12月期1.60を1.50とそれぞれ引き下げになります。これによる期末勤勉手当に係る影響額、いわゆる減額ですけれども、一般職及び技能労務職員の減額総額についてお知らせします。一般職技能労務職員の減額総額は、約2千841万円。1人平均14万1千円の減額になります。これは町長、副町長、教育長の減額については、約54万円、1人平均18万円の減額となります。次に、議会議員の減額につきましては約119万円、1人平均7万4千円の減額ということになります。また、3で本年4月から11月までの期間に係る格差相当分の解消についても、国に準じて12月の期末手当の額で減額調整を行います。その影響額については、約60万円となります。これにつきましても、12月の期末手当で減額調整することとなっております。

次に、時間外勤務手当等ですが、国に準じて改定することとなります。実施時期は、平成22年4月1日からいたしております。1で、労働基準法の改正に伴い、月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間、これは代替休ということになりますが、これを指定することができる制度を新設いたします。

次に、職員の勤務時間についてですが、国に準じて改定することといたします。実施時期は、平成22年4月1日から行います。1で、職員の勤務時間について、1週間当たり40時間を38時間45分に改定します。1日につき8時間を7時間45分に15分短縮いたします。これにつきましては、昨年、2008年に人事院勧告のあった分ですが、県内の状況でも県をはじめ多くの市町村が引き続き検討ということもあり、大津町も昨年見送ったものです。人事院の調査で、1日の勤務時間で民間企業の勤務時間より公務員の勤務時間が約15分程度多いということが出ましたので、勧告をされたものです。今回、勤務時間を1日につき8時間を7時間45分、1週間当たり40時間を38時間45分に改定するものです。また、国の勧告にありました住居手当につきましては、今回は熊本県をはじめ県内の状況等を考慮し、廃止を行わないことといたしております。

説明資料の3ページをお願いいたします。これまで説明しましたとおり、第18条、期末手当の第2項で、6月に支給の100分の140を100分の125に、12月に支給分を100分の160を100分の150に人勧どおりそれぞれ減額します。第19条、勤勉手当の2項で勤勉手当を6月に支給の100分の75を100分の70に、12月支給の100分の75を100分の70にそれぞれ人管どおり減額をいたします。

次の別表第1の行政職給料表ですが、国に準じて改正するものです。先ほどご説明しましたように、アンダーラインの部分についてそれぞれ減額した給料表となっております。ただし、アンダーラインがない分、1級から3級の一部の職員、若年層については、国に準じて今回は減額の改正は行わないことといたしております。

次に、7ページをお願いいたします。第11条、給与の減額ですが、今回、次の議案の第59号で改正します職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で時間外勤務代休制度が新しく新設されますので、その文言を追加するものです。いわゆる60時間を超えた時間外勤務の件になります。

次の8ページの第12条は時間外勤務手当等ですが、第3項で時間外勤務の合計が1カ月につき60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対し1時間につき100分の150、深夜の場合は100分の175の割合で時間外勤務を支給するものです。第4項は、60時間を超えて勤務した場合に、前項の手当を支給するものですが、今回、100分の25、いわゆる増加分について、この支給に代えて代休制度が新設されますので、その割増分について、職員が振替休で勤務しなかった場合は、このプラス25の増加分については支給しないという項目です。

次の平成18年3月24日条例の附則第7条、給料の切り替えに伴う経過措置ですが、給料月額が平成18年3月末までに受けていた月額に達しないこととなるものについては、その差額に相当する額を支給しているものですが、この現給保障分についても、民間給与等の格差を考慮して100分の99.76、いわゆるマイナスの0.24%を下げるものです。

附則として、第1条でこの条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行するというふうにしております。

以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第59号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。議案集は8ページになります。説明資料の方は9ページをお願いいたします。国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものです。

説明資料の9ページをお願いいたします。今回の条例改正で、先ほど説明しましたとおり、第2条で職員の勤務時間を1週間40時間を38時間45分とするものです。第3条は、1日8時間を7時間45分とするものです。第6条でも、7時間45分と改正するものです。第8条の3は、新たに新設されます週60時間を超える職員の時間外勤務代休時間制に関する事項です。10ページの第10条も第8条の3第1項の時間外勤務代休時間等に関する改正です。第15条の3の給与条例には、前の9ページの第8条の第3項で条例名が挿入をされましたので、以下、給与条例ということで略しております。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するといたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○12番（永田和彦君） 議長、議事進行に関するものですが、議席にですね、専決処分のプリントが回ったと思います。これは大幅に増額すると書いてありますので、これに関する付随の書類といたしまして、事実の確認がどうであったのか、比較資料、そういったものをですね、提出していただき

と思います。実際、工事自体は議決はされたかもしれませんが、増額ということで、ただ議席の配付では納得ができませんので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 企画部長徳永保則君。

○企画部長（徳永保則君） おはようございます。

議案第60号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、先に町長が提案理由で申しましたけれども、国の人事院勧告、平成21年8月11日付に伴う国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員等の給与改定及び共済費負担率等の増率によります補正予算になります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ同額といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億206万3千円とするものでございます。

11ページをお願いいたします。11ページの歳出の款1議会費から最終ページ、26ページ款10教育費までにつきましては、職員191人に係ります人件費等の補正で、総額1千883万5千円の減額となっております。款13予備費に1千883万5千円を増額計上しまして財源調整を行っております。なお、特別会計の人件費関連で、介護保険特別会計繰出金、減額の70万7千円、農業集落排水特別会計の繰出金で17万7千円、公共下水道特別会計繰出金で48万9千円の減額をやっております。特別会計繰出金の合計としまして、減額の137万3千円となっております。

続きまして、一般会計対応の職員状況につきまして、給与費明細書で説明させていただきますので、27ページをお開き願いたいと思います。

まず、1の特別職の表ですが、町長等及び議員各位におかれましては、期末手当のみの支給ですので、手当総額が157万5千円の減額になります。また町長等の共済費につきましては、長期給付事業、基礎年金拠出金負担金等で負担率が給料分で1.017%、期末分で1.017%がそれぞれ増率されまして、19万円の増額となりまして、合計では138万5千円の減額となっております。年間支給月数につきましては、6月期1.4月が1.25月、減数の0.15カ月分です。12月期が1.6月が1.5、同じく減額0.1でございます。合計で3月分が0.25カ月分減額されまして2.75月となっております。特別職の給料、期末手当の負担につきましては、14.454%が15.471%に上がっております。

続きまして、28ページをお願いいたします。2の一般職の表の分でございますけれども、総括表の合計の項で、給料の段で平均改定率、減額0.2%による給与改定で51万5千円の減額、制度改正によります期末勤勉手当で期末手当が年間3月の2.75月になりました関係、それと勤勉手当が1.5月を1.4月で、年間の合計4.5カ月分が4.15カ月分になりまして、2千655万1千円の減額で、給与費全体で2千706万6千円の減額となります。共済費関係では、長期給付事業、基礎年金拠出金負担金等の負担率が給料分で1.27125%、期末分で1.017%、それぞれ増率されたので、1千94万9千円の増額となり、合計といたしましては1千611万7千円の減額となります。一般職191人の給料負担率につきましては、18.0675%が19.3388%、期末手当の

負担率が14.454%が15.471%に改定されております。職員手当の内訳でございますけれども、下の方の欄でございますけれども、扶養手当は5人分、住居手当4人分、通勤手当3人分は、職員の申請に基づくものでございます。このほかに、児童手当1人分があります。

29ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、記載のとおりとなっております。

なお、今回の給与改定に伴います6月の特別級につきましては、5月の人事院勧告を踏まえ、12月の特別級で1年分を精算すると大きな減額となることを考えまして、暫定的な措置として、支給付き数の一部を凍結して、期末手当1.25カ月分、勤勉手当0.7カ月分で支給させていただいております。これは、5月29日の臨時議会で議決を行っていただいております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第61号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。先ほど説明がありましたように今回の補正は人事院勧告に伴う人件費の補正になります。

1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万9千円減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ11億7千823万6千円とするものです。

詳細について説明いたします。

まず歳入ですが、7ページになります。款4、項1、目1一般会計繰入金ですが、人件費の減額に伴いまして減額分を元金の方に充当し、元金に充当している繰入金を減額するものです。

8ページの歳出を説明いたします。款1、項1、目1総務管理費は、人事院勧告に伴う人件費の減額及び率の改定に伴う共済費の増額です。款2、項1、目1元金については、財源の組み替えになります。給与明細書については、9ページに記載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第63号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。別冊の補正予算書をお願いいたします。同じく今回の補正につきましては、人事院勧告等に伴う人件費の補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6千417万4千円とするものです。

詳細を説明いたします。

7ページの歳入になります。款5、項1、目1一般会計繰入金は、人件費の減額に伴いまして人件費に充当している一般会計の繰入金を減額するものです。

8ページをお願いいたします。歳出になります。同じく款1、項1、目1総務管理費につきましては、人事院勧告に伴う人件費の減額及び率の改定に伴う共済費の増額になります。

9ページに明細を付けておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第64号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。同じく今回の補正につきましては、人事

院勧告に伴う人件費の補正になります。予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、収益的収入及び支出の補正のうち支出につきましては、第1款、第1項の営業費用を20万3千円減額し、第3項の予備費を増額するものです。

3ページをお願いいたします。第3条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費を20万3千円減額するものです。

詳細につきましては、説明書の3ページの方に給与明細書を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大田黒英生君） 福祉部長松永高春君。

○福祉部長（松永高春君） 議案第62号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、同じように給与改定に伴うものです。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5千968万3千円とするものです。

8ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。款6、項1、目3その他一般会計繰入金については、節で職員給与費等繰入金を減額しております。

それから、9ページをお願いいたします。歳出でございます。款3、項1、目1介護予防事業費及び目2包括的支援事業費については、制度改正に伴う増減を予算計上しております。

10ページ、11ページで給与費の明細を記載しておりますのでご参照下さい。

よろしくお願いいたします。

○議長（大田黒英生君） これで提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩いたします。11時から開会いたします。

午前10時41分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議長（大田黒英生君） 休憩前に引き続き議会を開きます。

先ほどの永田議員の質疑に対して、土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 専決処分の内容につきまして説明いたします。

一応、お手元に変更理由書と比較対照表という形でどのように変わったかということで配付しております。一番大きな問題につきましては、地盤改良関係なんですけれども、工事を行う上で道路につきましては、砂利といいますか、碎石を敷いてその上に舗装するわけですが、その下の路盤がどの程度堅いかといいますか、そのあたりが一番問題になってきます。その場合において、実際、設計したときに近くの泥を採取して実験をしていたわけなんですけれども、実際、山を削りまして道路の下の方にそれを敷くという形で、実際、山を削った分のできた泥について実験室でそのセメントを混ぜて、どの程度の硬さが出るかということでやってみたところ、非常に地盤が悪くてセメント量が非常に多

くいるという形になって、その関係で、それを使うと非常にセメント量が増えてしまうという形で、実際、良質な泥を購入した方がその点については安くなるという比較表が出ましたので、その分についてそっちの方に変更を行ったものです。

それから、あとその下の方に3項目ほどありますけれども、まず山を削ったときに出てきた、一番下につきましては、山を削ったときに出てきた根株等について非常に計算よりも多くなってきたということで増えております。それから、あと、借り置き土を学校の方に、できれば小学校の今度計画しております美咲野の方にある程度持っていけないかなということで考えておりましたけれども、それにつきましては、まだ完全に測量等が終わっていなかったものですから、その分については場外に搬出するという形で運搬距離等が延びてきて、その分について増額になっております。ほかのものについては、付帯工については移動用のガードレール、それからボックスカルパ等につきましては、土壌の安定関係で杭が要らなくなったということで、そういう形の内容の変更をしているところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大田黒英生君） 質疑ありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 専決処分の報告について、ちょっと質疑やりたいと思います。専決処分について、町長の権限でありますので、これについて否定するものではありませんが、内容について少々お聞きしたいところ、質疑があります。

まず第1に、9千677万円というような高額な工事であって、1億円相当の工事であります。思い返して見ますれば、この工事というものが落札価格あたりが95%を超えていたと確かめる覚えですがあったのではないかなと。97%ぐらいあったのではないかなという思いがありますが、この専決処分というものが計算してみますれば5万7千381円という形で出てきております。額にすれば、この本体の価格からすれば相当低い価格であると。パーセンテージにするならば0.0数%という形になりはしないかなと。そう考えますれば、もともと予定価格自体が私は高いという指摘をしました。ということは、この設計価格自体があまりにもその予定価格が低すぎたのかなという形で、だから落札価格は高止まりをしなければならなかったという形になったのか。そこのところは内容ですから、各業者が出したからわからないかもしれませんが、世間一般的に、社会通念で言いますところの95%を超えるような落札価格というものは談合の恐れありとか、そういった指摘がいろんな形でなされておりますので、この額からするならば、この設計金額の中でやりくりしてですね、処理できるのではないかなと思う金額と私は思うんですよ。それでもやれなかったのかなと思いますので、全くこの変更理由というのを信じていくのならば、この変更理由書に従って事実の確認として現場に行き確認されたのか。この点を質疑したいと思います。

○議長（大田黒英生君） 土木部長併任工業用水道課長中山誠也君。

○土木部長併任工業用水道課長（中山誠也君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

まず、5万数千円の変更になっておりますけれども、これにつきましては、内容的に変更がないと

いう形で処理ができなかったわけではありません、もちろん。合わせることもできたんですが、一応ずっと計算した中で5万数千円の変更が出てきたということで、逆にどれかを減らすとかいう形は考えればできなかったわけではありませんけれども、一応うちの方でずっと数量のチェックをしながらやった中でこういう形の金額が出てきたということになっております。

それから、現場調査につきましては、私の方はちょっと行っておりませんが、課長、それから担当が何回も現場に行って、試験、CBRといいますか、その土壌の強度といいますか、そのあたりの調査は何回も行ってやっております。

○議 長（大田黒英生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号から64号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大田黒英生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、今回上程されました議案の中で、議案第59号を除いて、いわゆる給与減額関連の議案について、第58号、60号から64号までについて反対の討論を行います。

今回の給与並びに期末勤勉手当の減額であります。民間の給与が下がってきているということで、それが人事院勧告の大義名分になっているようではありますが、そもそも先の構造改革路線を引き継いだ公務員の給料を減らしていくという方針の下に進められているものと考えます。確かに民間は大変なこの不況で給料が下がっていることは事実だと思います。しかしながら、我が国の公務員制度は、いわゆる団結権を取り上げられた代償として人事院が設けられてきたわけであり。特にですね、最近政府自らが公式にデフレスパイラル状況にあることを認めました。このデフレスパイラルの悪循環に、まさに今陥っていることは誰が見ても明らかではないでしょうか。そういうデフレ状況の中で、特に地方においては役場や市役所、村役場、こういったところで働く人たちの給料を下げるということは、地方経済に甚大な悪影響を及ぼすことは明らかだと思います。ですから、少なくとも民間の給料が下がったということであれば、据え置いていくという措置が私は今求められていると思います。逆に、下がり続けているこの民間の給料をどうやって引き上げていくか。これが政治に求められている一番緊急な課題だと思います。そういうところには全く手を付けないで、いわば安易な公務員たたきに走るということには賛同できかねると思います。一刻も早くですね、民間の賃金、給料引き上げがなされることを望んで、この一連の給与手当引き下げに対して反対の討論といたします。

○議 長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

永田和彦君。

○12番（永田和彦君） 私は、議案第58号、飛びまして60号から64号までに対して、賛成の立場で討論します。すなわち全部ですね、賛成の立場で討論いたします。

理由といたしましては、まずもって国が発表している、予測ですけれども、今年、来年の予算ですけれども、に対して6兆円とか7兆円とか、恐ろしい額の税収減が見込まれるということが国では言われておりますが、どうもその予測が当たりそうな気配であります。ということは、税収に伴う給与の水準というのは妥当であるということが考えられます。そしてまた、最近では円高が進んでおりまして、我が町も世界のホンダを抱えておりますが、1995年ですか、それぐらいの水準であると86円台をつけております。そういうことを考えますれば、企業収益はますます悪化し、その民間企業あたりもすべてにおいて及んでくるわけです。そういった中で、公務員の給料を下げるというのは、妥当性について考えてみますれば、税収が減ることが1つ。それと、いろんな経済対策として国がやっている就労支援、そういったものにお金を、税金を出している。ということは、これは一つのワークシェアリング的な発想でありまして、実際臨時職員、そういったものは増えております。本来、民間企業であるならば、そういった何らかの経費の削減をしない限りは、給与は維持できない。当たり前の発想であります。税収がないのならば、払う給料は出てきません。実際、国が発表している借金というのが800数兆円ですか、本来ならばもう数年前に1千兆円を超えているのではないかという説さえもあります。経費削減をきちんと公務員が掲げて、こうこうこういう理由で経費削減したから、努力をしたから、我々の給料は維持できたんだよということを示すことは、何らありません。ですから、下げるのが、やはり税収に従って下げるのは当たり前になってくるかなと。そう考えれば、今回のこの給与の変更というのは、決して安易なものではなくて妥当な範囲内だと私は考えます。

以上のようなことから、この議案第58号から議案第64号までに対しまして、賛成の立場で討論いたしました。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大田黒英生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大田黒英生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第58号、大津町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○議長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（大田黒英生君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成21年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を

願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成21年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成21年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成21年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成21年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立多数〕

○議 長（大田黒英生君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。平成21年第7回大津町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年11月27日

大津町議会議長 大田黒 英 生

大津町議会議員 松 永 幸 久

大津町議会議員 宇 野 光 廣